

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 24 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和 4 年度における就労移行支援事業の基本報酬について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度における就労移行支援事業の基本報酬算定に係る実績の算出については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 4 年 3 月 31 日付障発0331第 6 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」のとおり、令和 2 年度及び令和 3 年度の実績を用いないことも可能とすることをお示ししているところです。

なお、平成30年度又は令和元年度の年度途中で新規に指定を受けた事業所に係る具体的な取扱いについては、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 3（令和 3 年 4 月 16 日）問 1 と同様の考え方にに基づき、別添「令和 4 年度の基本報酬の算定に当たり令和 2 年度及び令和 3 年度の実績を用いない場合の例（就労移行支援）」における考え方を参考にさせていただきますようお願いいたします。